

## 第6節 石見銀山領の海防と台場について

仲野 義文（石見銀山資料館館長）

### はじめに

本報は、松江藩の台場との比較の観点から、石見銀山領の海防と台場の問題を取り上げて考察を行うものである。しかし、石見銀山領においてはこれまで海防全般にかかる基礎的な研究が少ないため、台場の構築事実を含めた検討が必要であると考える。そのため本報では、石見銀山領における海防の動向とその特徴を概観しながら、主題である台場の問題について検討したいと思う。

### 1. 石見銀山領の海防と松江藩

石見銀山領における台場の問題を考察する前に、異国船に対する大森陣屋の動向について簡単に述べておこう。

異国船をめぐる緊張は、寛政4年（1792）ロシア使節アダム・ラクスマンの根室来航を機に急速に高まる。すなわち、同年9月、大黒屋光大夫等3名の漂流日本人返還のため根室に来航した一行は、幕府に対してロシアとの通商を要求したのである。幕府はこの要求を拒否するとともに、11月には「海辺領分有之万石以上之面々」に対し海岸への防備方について指示を出した<sup>(1)</sup>。

さて、石見銀山領においては、既にラクスマン来航の前年9月、幕府によって異国漂流船の取計方に関する触書が出されたのを受け、領内の浦方に対して取締方が指示された<sup>(2)</sup>。その後、代官大岡源右衛門支配の享和元年（1801）6月には10ヶ条の触書<sup>(3)</sup>を出し、異国船渡来時の浦々取締方について申し渡した。また、隣国の大名に対しては、非常時への対応として人数の差出や兵糧の調達について協力方を命じた。

そもそも、大森陣屋における有事への体制は、人員<sup>(4)</sup>や武器などの問題を含めて極めて脆弱であった。そのため有事にあたっては、幕命によって近隣の大名に対しその協力方を依頼したのである。こうした仕組みは管見では天和2年（1681）が最初と思われ<sup>(5)</sup>、以来有事にあたってはこのような各藩の協力体制が組まれたのであった。

各藩への協力要請は、前述のごとく代官大岡源右衛門支配の享和元年になされたが、広島藩の家老から大岡代官に宛てた書状によると「御支配石州海岸江異国船渡來之節人数被差出方之儀、松平周防守様、松平鶴太郎様、安芸守江茂、御手前様御駆合被成次第御人数被差出候様御達有候段被仰」<sup>(6)</sup>とあり、このとき浜田藩、広島藩とともに松江藩にも異

第2表 大森陣屋保有の武器

| 時代                        | 種類        | 数量  | 備考           |
|---------------------------|-----------|-----|--------------|
| 前々より有之候分                  | 小筒        | 10挺 | 玉目2匁5分       |
| 寛政年中先大岡殿                  | 櫻木心鉄毫貫目玉筒 | 1挺  |              |
| 文化年中上野殿                   | 拾匁玉筒      | 1挺  |              |
| 文化年中上野殿                   | 五拾匁玉筒     | 1挺  |              |
| 文化年中上野殿                   | 木筒玉目六貫目   | 1挺  | 稽古筒          |
| 文化年中前沢殿                   | 百目玉筒      | 1挺  |              |
| 文政年中後大岡殿                  | 百目玉筒      | 1挺  | 鑄筒           |
| 文政年中後大岡殿                  | 五拾目玉筒     | 2挺  |              |
| 文政年中後大岡殿、海岸<br>非常御備御下知済之分 | 火矢大小130本  |     |              |
|                           | 外古火矢70本   |     |              |
| 天保年中岩田殿                   | 小筒        | 10挺 | 玉目3匁5分       |
|                           | 小筒        | 10挺 | 玉目3匁5分       |
| 嘉永年中森殿                    | 三拾目玉筒     | 1挺  |              |
|                           | 二拾目玉筒     | 1挺  | 川本村山根九郎右衛門差出 |
| 横田殿より御届済                  | 百五拾目玉山迦納  | 1挺  |              |
| 地役人所持                     | 拾匁玉       | 21挺 |              |

出典：「森八左衛門殿御支配中佐々井半十郎殿御領中書上願」野沢家文書、鳥根県立図書館所蔵謄写本

国船警護に対する人数差出が命じられた。ただ、同じ石見国である津和野藩に対しては「大隅守領分者程遠之儀ニ而山路陥阻相隔候場所ニ付人数出之儀者御除ニ相成候得共領分海岸ニ遠見番所茂御座候ニ付、若異国船相見候者遠見番所ら其御役所江御注進仕候」<sup>(7)</sup>とあり、遠方という理由から除外された。この指示を受けて各藩ではそれぞれ計画を策定したが、松江藩の場合にあっては石見への協力として、御備 350 人、人足 276 人の都合 626 人（史料は 636 人）、ほかに兵糧 50 俵、香物・梅干類、馬飼料大豆五俵などを手配することが決められた<sup>(8)</sup>。さらに、諸藩へはかかる人足や兵糧の協力のみならず、武器である大砲までも要請された。たとえば「出羽守城下迫モ強而手近ト申ニモ無之候得共、同処ヨリ支配所境仙山村海岸近者坂難処等無之都而平坦之大道ニテ大砲運送等之弁理モ宜」<sup>(9)</sup>とあり、有事に際し松江から銀山領側に警護用の大砲が輸送される手筈となっていたことがわかる。つまり、幕府は諸藩に対し軍事全般の協力方を命じたのである。

このように石見銀山領における異国船に対する非常時の対応は、大森陣屋の体制が脆弱であったため基本的には近隣諸藩の人員や武器に依存しなければならなかつたのであるが、このことはまた次に述べる台場の設置問題についても少なからず影響しているものと思われる。

## 2. 石見銀山領における台場の設置

『幕末海防史の研究』<sup>(10)</sup>によると、石見銀山領の台場については、天保 14 年（1843）5 月に久手・大浦・温泉津・郷田の 4ヶ所に設置されたことが述べられている。また、『新修島根県史』年表篇には「銀山領内郷田・温泉津・大浦・久手に大砲を設置す」とし、同様に領内の 4か所の海岸に大筒を設置したこと記述している。これらの記述が具体的に何を典拠としているかはわからないが、これに関係する内容として次の史料が挙げられる。

### 【史料①】

一銀山方ニ有之候大筒御蔵ニ有之候而者万一之節持運等手間取是又急速間ニ合兼候事ニ付此度江津温泉津大浦久手右四ヶ所江備置候積ニ候処、口屋番所手狭之儀ニ付大筒入置候小屋懸不致候而者不相成、依而銀山方入用を以材木等買入此節普請ニ取懸候間出來次第差遣候間其旨可相心得尤入用郡中ニ而可差出処、近來郡中ニも色々多分入用も相掛り居候ニ付銀山方入用を以致遣候間継送り之節賃錢等之儀者郡中ニ而差出可申、且大筒差出候節土俵無之候而者不相成ニ付右口屋付添村ら繩明俵之類差出置損候節者早々仕替可申事<sup>(11)</sup>

これは天保 13 年（1842）12 月 25 日、領内の村々に対して海岸非常取締のために代官所が出た廻状の一部である。これによると、第 1 に大森代官所の銀山方役所が保有している大筒を有事に備え、この度江津・温泉津・大浦・久手の 4ヶ所に設置すること、第 2 にそれにあたり口屋番所は手狭であるため別途大筒を保管する小屋を新設すること、などが指示されていることがわかる。

さらに、翌年 3 月には銀山役人による設置場所の見分が行われ、同月 22 日付で各浦の村役人から「大筒入置候小屋懸」場所の選定についての請書が銀山役人に対して提出された。以下の史料はこの時提出された大浦浦および久手浦からの請書である。一部文言が異なるため全文を載せておく。

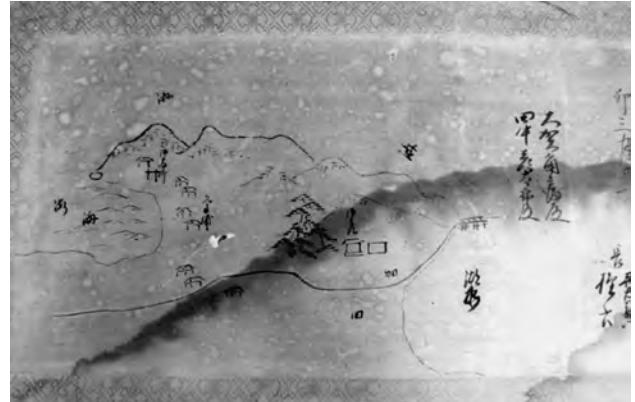
## 【史料②】

海岸為御備大筒御居之御場所，今般為御見分被成御越被仰聞者，何れ之地所共被仰付候共永々差支之儀者有之間敷哉之段被仰聞，右者兼而郡中惣代之ものへ被仰渡候段承知仕精々取調置候間少茂差支之儀無御座候段申上浦内巨細御案内仕御見分之処字大浦山御林之内御場所ニ可相成場所ニ御座候ニ付右者御林山之儀御地所之内ニも立木無數岩山之儀故御圃場ニ被仰付候様仕度段申上候処，然ル上者追而大森表与リ材木並差添之人御差向被成候間，其節者船表御番所江御届申上御差図ヲ請取斗出来之上，時々心添不取締之儀無之様可仕旨被仰渡一同承知奉畏候，依之御受印形差上申所，如件<sup>(12)</sup>

## 【史料③】

海岸為御備大筒御圃場所之義，今般御見分として被成御越被仰聞候者，場所何れ之地所江被仰付候共差支有之間（敷脱カ）哉之段取調可申上旨被仰聞，右者兼而郡中惣代之者被仰渡候段委細承知仕候，精々取調置候間少茂差支無御座旨申上浦内巨細御案内仕被成御見分候処，御高札際ニ而可然被仰聞聊差支無御座候間，右場所江御圃場被仰付候様仕度段申上候処，然ル上者大森表ふ財木並ニ差添之人差向被成候間，其節船表御番所御届御差図受出来之上時々心添不締之義無之様可仕旨被仰渡一同承知仕候依之御請印差上申所，如件<sup>(13)</sup>

史料②は大浦湊の請書である。見分の結果、「御備大筒御居之御場所」として大浦湊字大浦山という御林が適地として選ばれたことがわかる。これは現在の大田市五十石町大浦の松島山（鏡崎）に位置し、地元で通称「砲台山」と呼ばれる場所である<sup>(14)</sup>。また、史料③は久手浦の請書である。同所の場合大浦のように日本海を遠望できる場所ではなく、往還沿いの「御高札際」が大筒御圃場所として選ばれたようである。



第60図 久手浦における大筒木屋設置場所絵図

一連の史料からわかるように、台場に関する記述は一切見えず、ただ第1に銀山方役所にあった大筒を4ヶ浦に配置すること、第2にはその大筒を保管するための小屋が大浦では大浦山に、久手浦では高札場にそれぞれ造られたこと、などが述べられているのみである。少なくともこの2ヶ浦の例を見る限り、天保14年（1843）5月に先の4ヶ浦に台場が築かれたとはいえないである。

ところで、何故この4ヶ浦に大筒が配置されたのであろうか。これについて浦々取締の触書には「温泉津大浦両湊之儀者大船も入津可致様子ニ相見並郷田村渡津村之儀者郷川落口押埋候与いへとも大河之川口ニ候故、右場所を見掛ケ異国船乗入可申候儀も難斗」<sup>(15)</sup>とあり、郷田・温泉津・大浦の3ヶ浦はいずれも大型船の入津が可能な港であることから選定されたものと考えられる。また、久手浦については言及されていないが、この浦も湾が比較的広いため同様の理由と思われる。したがって、この記述から考えると、先の4ヶ浦への大筒の配置は、近海に出現した異国船に対するものではなく、港に入津した船に対しての備えであったものと見ることができよう。

なお、同じ石見国である浜田藩の場合、安政5年（1858）4月に那賀郡嘉久志村に台場が構築された。嘉永7年（1853）の見積書によると、仕様は石垣37坪6合2勺、高さ1丈、根3丈、築留4丈4尺、これに必要な人夫は石工263人余、平夫170人、丁持64人、裏込石人足200人、石持運夫142人、ほかに積舟76艘、経費として都合銀札2貫202匁が計上されている<sup>(16)</sup>。嘉久志村は大筒が配置された郷田村の西隣であることなどから考えて、この台場が石見銀山領西部における海防の抑えとして機能していたものと見ることができる。同様に東部では、松江藩が構築した口田儀台場が想定され、石見銀山領では独自に台場を構築することなく、隣接する諸藩設置のそれに依存する形で対応していたのではないだろうか。その点において諸藩の台場設置時期や場所などを含めて総合的に検討する必要があろう。

### まとめ

以上述べたように、従来石見銀山領では天保14年（1843）5月に領内の久手・大浦・温泉津・郷田の4ヶ所に台場が構築されたと考えられていたが、関連する史料から実際には銀山方役所にあった大筒を先の4ヶ所に配置し、あわせてその保管のために小屋を新設したものであったことがわかった。したがって、現段階においては石見銀山領の場合、台場の構築事実はなかったものといわざるを得ないのである。したがって、松江藩の台場は、ひとり松江藩領の海岸のみを担ったのではなく、石見銀山領ひいては山陰地方全体の海防を担ったものといえ、その構築の意義は極めて重要であったといえるであろう。

### 注および引用史料

- (1) 「海辺防備之儀ニ付御書付」『徳川禁令考』前集第六、402頁。
- (2) 代官岩田鉄三郎が天保7年（1836）11月付で出した触書によると「浦々取締方之儀者寛政之度以来」とあり、寛政3年（1791）に浦々への取締方の御触が出されたことがわかる。
- (3) 「異国船渡来之節郡中浦々取締被仰出候御ケ篠書小前一同諸印帳」林家文書、島根大学附属図書館所蔵。  
この史料は嘉永7年（1854）の成立であるが、前半の触書の部分は享和元年の写してある。
- (4) 大森陣屋の構成は時代により多少異なるが、天保13年（1842）には手附・手代が10名、地役人が85名である。  
海防に関しては銀山方役所が担当した。
- (5) 「水野記」（『広島県史』近世資料I）によると、天和2年（1681）に浜田藩と福山藩に対して銀山有事の際の協力を命じている。福山藩では翌年、行程の確認などのため、福山から鉄砲隊60人を含む総勢100人近くを銀山に派遣した。
- (6) 年未詳（享和元年カ）5月21日付「異国船渡來之節人数差出方ニ付広島藩家老連署書状写」山中家文書。
- (7) 年未詳（享和元年カ）4月9日付「異国船渡來之節人数差出方ニ付津和野藩家老連署書状写」山中家文書。
- (8) 「御用留」春日家文書 島根県立図書館所蔵謄写本。
- (9) 「屋代増之助殿御支配中諸伺並書上類写」野沢家文書、島根県立図書館所蔵謄写本。この書附は、安政2年（1855）石見への人数差出の免除を松江藩が幕府へ願ったことに対する代官の嘆願書である。内容をみると、

松江藩に対する軍事面での依存が大きいことが分かる。

- (10) 原剛『幕末海防史の研究—全国的にみた日本の海防態勢—』名著出版, 1988年, 257頁。
- (11) 「拾四番御用留」林家文書, 島根大学附属図書館所蔵。
- (12) 前掲注11史料。
- (13) 「海岸為御備大筒御囲場所之義につき請書」大田市立久手公民館所蔵。
- (14) 林正幸『五十猛の歴史と民話』, 私家版。
- (15) 前掲注3史料。
- (16) 『江津市誌』上巻, 1333～1334頁。